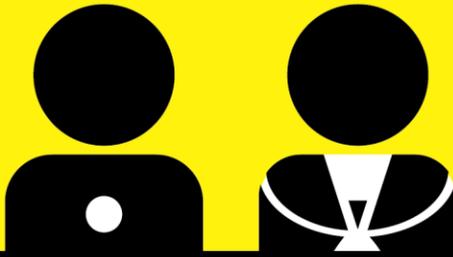


## 新生活スタート後に気をつけたい “消費者トラブル”



新生活にも慣れてきたけれど いろんな人から声をかけられ “消費者トラブル”が心配 😞

### 📍 知らない事業者がいきなり！？ “訪問販売”トラブル 📍

- ✓ その場ですぐ契約せず家族や身近な人、管理会社等に相談しましょう。
- ✓ 不要な契約であればきっぱり断りましょう！
- ✓ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフできる場合があります！

### 📍 新生活でも気を付けたい “もうけ話”トラブル 📍

- ✓ うまい話に飛びつかない！
- ✓ SNS広告や知り合った相手からの「簡単に稼げる」という言葉をうのみにしない。
- ✓ いったん支払ってしまうと、被害回復は困難。お金を稼ぐはずが、支払いを求められたら疑いましょう。

### 📍 ネット回線などの “通信契約”トラブル 📍

- ✓ 勧誘してきた事業者の名前を確認しましょう。
- ✓ 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう！
- ✓ ネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。
- ✓ 契約をしても、契約書面受領日から8日以内であれば通信契約を解除できます。

困ったとき、  
心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
**188**

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を  
ご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設Webサイト



啓発動画やチラシなど…  
詳しくはコチラ

徳島県消費者情報センター

〒770-0831  
徳島市寺島本町西1丁目5番地  
アミコビル東館7階  
TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページは  
コチラ▼



LINE相談は  
コチラ▼

